

公益社団法人 中部日本書道会展覧会開催規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は公益社団法人中部日本書道会が開催する展覧会にかかる必要な事項を定める。

(目的)

第2条 展覧会は、この法人の事業目的にそって書道の振興と普及ならびに書道技術の高揚をはかるため開催する。

(展覧会の種類)

第3条 展覧会の種類は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 中日書道展 | 15才以上の者から公募する |
| (2) 中日書きぞめ書道展 | 幼年、小学生、中学生及び高校生から公募する |
| (3) 中日支部書道展 | 支部において開催する |
| (4) その他の展覧会 | 第1号から第3号に規定する以外の展覧会 |

第2章 展覧会運営委員

(委員)

第4条 展覧会の開催にあたり、事務局職員のほか、各部門を担当する委員を置き運営にあたる。

(委員の委嘱)

第5条 展覧会運営委員は、会員のなかから理事長が選任し、委嘱する。

(委員の職務)

第6条 展覧会運営委員は、定められた分担に従い、職務の遂行に努めなければならない。

(事務局職員の職務)

第7条 事務局の職員は、その法人の展覧会開催にかかる全ての分野に加担するとともに、広く一般への啓蒙に努めなければならない。

第3章 審査会員

(審査会員の定数)

第8条 この法人は、展覧会に出品される作品を鑑査する審査会員を次の通り置く。

- | | |
|--------|-----|
| 一科審査会員 | 若干名 |
| 二科審査会員 | 若干名 |

(審査会員の委嘱)

第9条 審査会員は、理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。

(審査会員の職務)

第10条 審査会員は、展覧会の都度定められる規程に従い、公正な審査業務に従事しなければならない。

(審査会員の解任)

第11条 審査会員は、次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決により解任することができる。

- (1) 展覧会の名誉を傷つけ、又は展覧会の目的に反する行為のあったとき
- (2) 心身の故障等のために、職務の遂行が困難であると認められたとき

第4章 展 覧 会

(中日書道展)

第12条 中日書道展は年1回、次の区分により作品を公募する。

- (1) 第1部 漢字
- (2) 第2部 かな
- (3) 第3部 近代詩文
- (4) 第4部 少字数
- (5) 第5部 篆刻・刻字

(中日書きぞめ書道展)

第13条 中日書きぞめ書道展は、年1回作品を公募する。

(中日支部書道展)

第14条 中日支部書道展は、年1回支部において開催する。

(その他の展覧会)

第15条 その他の展覧会は、隨時開催する。

(公募規程等)

第16条 展覧会の公募規程等は、その都度企画委員会において定める。ただし中日書道展の当番審査員については、理事全員で組織する打ち合わせ会の同意を得てこれを定める。

第5章 雜 則

(規程の変更)

第17条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(補 則)

第18条 この規程の実施に関し必要事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、法人の成立の日（昭和55年4月11日）から適用する。

2 従来中部日本書道会が開催した展覧会の一切は、この法人が継承する。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。